

岩見沢市農村体験公園条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

農村体験公園の利用者が負担する使用料については、消費税相当額の改定に伴う額改定を除き、開設当初より変更がされておらず、農村体験公園の運営は指定管理者が行っていますが、昨今の電気料金や燃料費を始めとする各種物価及び人件費など労務費の高騰により、運営に影響が生じております。

今後の長期的に安定した運営を確立するためには、財源確保の取組みとして、受益者負担である使用料収入と運営経費の適正な均衡を図ることが必要であることから、農村体験公園に係る使用料の改定を行うものであります。

(過去の改定の経過)

- ① 平成10年5月、合併前の栗沢町が農村体験公園クラインガルテンを開園
- ② 平成26年4月、消費税等5%→8%に伴い差分3%分の使用料改定
- ③ 令和2年4月、消費税等8%→10%に伴い差分2%分の使用料改定

第2 改正の内容

別表（第6条関係）の「1市民農園使用料」「2施設使用料」「3設備使用料」について、従来の使用料から約150%に改定する。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第66号

岩見沢市農村体験公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市農村体験公園条例の一部を改正する条例

岩見沢市農村体験公園条例（平成18年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表（注を除く。）を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 市民農園使用料

施設区分	使用基準	使用料 (年間)	使用期間	備考
滞在型市民農園	1区画 ラウベ	300,000円	毎年4月1日から翌年3月31日まで	ラウベ使用に係る光熱水費及び電話料として実費を徴収する。
			毎年4月1日から1月30日まで	
日帰り型市民農園	1区画	1平方メートル当たり 300円	毎年4月1日から1月30日まで	

2 施設使用料

施設区分	使用基準	使用料
体験農園	1区画	2,340円

施設区分	使用基準	使用料	備考
農村公園	パークゴルフ場 プレーデ代	小・中学生 1人	50円 1日当たり
		一般 1人	150円
	用具代 クラブ ボール	1本	150円 1日当たり
		1個	50円

施設区分		使用料等の種別	午前 9:00~1 2:30	午後 13:00~ 17:00	夜間 17:30~ 22:00	1日 9:00~ 22:00	備考
土里夢館	農産加工室	使用料	760円	760円	1,090円	2,340円	使用料、暖房料とともに1室当たり
		暖房料	220円	220円	300円	760円	
	調理実習室	使用料	150円	150円	150円	300円	使用料は1人当たり、暖房料は1室当たり
		暖房料	150円	150円	220円	540円	
	工芸加工室	使用料	150円	150円	150円	300円	使用料は1人当たり、暖房料は1室当たり
		暖房料	150円	150円	220円	540円	
	会議室	使用料	1,540円	1,540円	2,340円	4,690円	使用料、暖房料とともに1室当たり
		暖房料	450円	450円	610円	1,540円	
	シャワー室	1回 300円					1回の使用時間は15分以内

3 設備使用料

施設区分		設備	使用料			備考
			午前 9:00~ 12:30	午後 13:00~ 17:00	夜間 17:30~ 22:00	
土里夢館	農産加工室	ジュース等 製造実習設備	3,750円	3,750円	5,640円	販売用
			1,540円	1,540円	2,340円	自家用
土里夢館	調理実習室	味噌製造実習設備（麹から製造する場合）	1回 2,500円			加工量15キログラムまで
			1回 3,450円			加工量30キログラムまで
		味噌製造実習設備（麹	1回 1,240円			加工量15キログラムまで

	持込みの場 合)	1回 2, 190円	加工量30キロ グラムまで
麹製造実習 設備	1回 1, 240円	加工量15キロ グラムまで	
	1回 2, 190円	加工量30キロ グラムまで	
豆腐、漬物 等製造実習 設備	300円	300円	450円
工芸加工室	ドライフラ ワー加工設 備	1回 150円	乾燥機1台当た り

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市農村体験公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。